

「大学生生活スタートアップ講座」お申込みをご検討の皆様へ（概要書面）

「大学生生活スタートアップ講座」（以下、「本講座」といいます）は下記条件にて実施いたします。

【ご確認事項】

※内容を十分お確かめ下さい

本講座は、大学生生活を充実して過ごすための目標づくりと自己理解、及びコミュニケーションスキルを磨くことを目的として、講座と教材を提供し、講座での諸活動を通じてその実現をはかります。講座の実施にあたっては名城大学生生活協同組合（以下大学生協）が運営にあたります。

1. 役務の内容及びご購入いただく商品、及びその費用については以下の通りです（単位：円/消費税を含む）

| | | | |
|--------|-------|------------|--------|
| 講義・教材費 | 7,600 | SEQ受診料（2回） | 4,900 |
| 初期費用 | 3,300 | 受講料合計 | 15,800 |

2. 本講座は2025年3月～6月までの期間で開催し、コースを選択して受講いただきます。
3. 本講座は学内で、対面形式で実施される。
4. 本講座に関わる動画データ、配付資料、その他の印刷物、音源・画像など（以下、「教材」といいます）を大学生協に無断で複製・複写・中継することは一切できません。また、講座の様子を大学生協の許可なく個人で収録・再配布・上映することは一切できません。
5. 本講座は名城大学生協組合員が参加することができ、これを受講する権利を他人に譲渡することができません。
6. 中途解約に関する事項
 - (ア) DAY0の開始前までの契約解除の場合は役務提供の前のため取消料はかかりません。
 - (イ) DAY0に欠席後の契約解除の場合は違約金3,300円が発生します。
 - (ウ) DAY0に参加後の契約解除の場合は返金がありません。DAY0にて講座で使用する教材・行動特性検査SEQ受診番号をお渡しいたします。このお渡しを持って役務提供完了となります。
なお、本講座は内容とする役務を利用可能な状態にすることによってその提供を完了したものとします。従って、教材等の利用やDAY1以降の参加の有無によって返金額の増減はありません。
7. 本講座は記録用に加え、講座の品質管理、効果測定、及びその他の教育的目的と普及のために、録音・録画・撮影を行うことがあります。
8. 受講に際して講座開始前までに会場への到着が間に合わなかったなどのトラブルは原因の如何を問わず大学生協ではその責を負いません。
9. 本講座の受講日や実施場所や軽微の役務の変更がある場合は、受講者宛のメール等の電子的手段にて告知を行います。
10. 本講座を運営する個人情報は、名城大学生生活協同組合の個人情報保護方針に則って管理します。
11. この講座に記載のない事項については名城大学生協学内講座規約の定めによります。

以上

名城大学生協学内講座約款

(適用範囲)

1. 本約款は名城大学生協同組合（以下当組合という）が実施する講座・セミナー（以下本講座という）に適用される契約条件を定めたものです。本約款に定めのない事項については、当該の講座受講案内及び申込書類等（以下申込書類という）の定めによるものとします。
 - 2 本約款を適用する講座は、当組合の web ページにて告知するものとします。
 - 3 各講座に付随するオプション講座についても本約款を適用するものとします。

(契約の成立)

2. 本講座の申込者（以下申込者という）は、本約款及び申込書類の内容を承諾の上、当組合に対して受講の申込を行い、当組合がこれを受諾した時点で受講契約が成立するものとします。

(受講料の支払い)

3. 申込者は申込書類に記載された受講料、教材費等の費用（以下受講費用という）を、当組合が指定した方法により、当組合が指定した期日までに支払うものとします。支払いがなされない場合、当組合は契約を解除することができるものとします。

(役務の提供)

4. 当組合は、申込者に対して申込書類に記載した役務を提供するものとします。

(受講開始日)

5. 本講座の受講開始日は、申込者の受講の有無にかかわらず、申込書類に記載された日付とします。

(実施場所)

6. 本講座の実施場所は、申込書類で定めるものとします。

(提供する役務の変更)

7. 当組合は、事前に申込者へ告知することで本講座の受講日及び実施場所、提供する役務の軽微な内容を変更することができるものとします。

(受講期間・回数・形態)

8. 本講座の受講期間、回数、形態、その他の諸条件（最少実施人数など）は、申込書類に記載するものとし、申込者は、申込書類に記載された受講期間及び回数に限り受講できるものとし、

(中途解約)

9. 本契約の成立後であっても、申込者は書面または所定の事項が記載されているメールを提出し、当組合が確認することで、本契約を中途解約することができるものとし、

2 申込者から前項の申し出があった場合、当組合は以下の定めによる受講費用の返還を行うものとし、

(1) 受講開始日前の場合

- 受領済み受講費用から、以下の金額を控除した残額

a) 申込書類で定める違約金

・ 3300 円

b) 使用済みの教材費

(2) 受講開始日以降の場合

- 受領済み受講費用から、以下の金額を控除した残額

a) 解約申し出日までに実施された講座の対価に相当する講座受講料

b) テキスト・教材費

c) 初期費用

d) 取消料として、受講料が a) b) c) を控除した残額の 20% に相当する金額

3 返還先は申込者の指定する銀行口座への振込を原則とします。但し、申込者が未成年の場合は保護者名義の口座への返還とします。

4 申込者は出席の有無にかかわらず、実施済みの講座についての受講料の返還を請求することは出来ないものとし、

(受講の権利)

10. 申込者は、本講座を受講する権利を他者に譲渡することはできません。

2 申込者は、本講座に関わる教材・テキスト・データ・その他講座内で提供される物を、媒体如何に関わらず当組合に無断で複製・複写・上映・販売することは一切できません。

(個人情報保護)

1 1. 収集した申込者の個人情報は、当組合の個人情報保護方針に則り管理されるものとします。

(撮影・録音)

1 2. 当組合は、講座の撮影・録音を行うことができるものとします。

2 撮影・録音した画像・音声は講座事務局が管理し講座の品質向上及び普及広報のためにしようできるものとします。

3 普及広報目的の場合に限り、申込者は撮影・録音の事前に書面を提出することにより、撮影・録音した画像・音声の利用を停止することを申し出ることができるものとします。

(損害賠償)

1 3. 本講座の実施に際し、申込者に対して生じた負傷・盗難等の損害については、原則として当組合は責任を負いません。但し、当組合の責めに帰すべき事由があった場合は、当該講座の受講料を限度としてこれを賠償します。

2 但し、当組合に故意または重大な過失があった場合はこの限りではありません。

(講座の閉鎖)

1 4. 当組合は必要と認めた場合、本講座を中止することができます。

2 この場合、申込者は9-2項に準じた受講料の返還を受けることができます。その際、当組合は違約金及び解約手数料を収受することはありません。

(紛争の解決)

1 5. 本約款に定める事項及び、当該契約について疑義が生じた場合は、申込者と当組合とで誠意を持って協議をし、解決するものとします。

2 本約款に定めのない事項については、民法及び関連する法令によるものとします。

3 万一、申込者と当組合とで争訟が生じた場合は、名古屋地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とするものとします。

(本約款の変更・廃止)

1 6. 当組合は、本講座の充実・合理化、利用者の便宜向上、社会経済状況の変化への対応その他サービスの円滑な実施のための必要がある場合に、本約款を変更・廃止することがあります。

2 前項の場合、当組合は本約款を変更・廃止する旨、変更後の本約款の内容及び変更・廃止の効力発生日について、変更・廃止の効力発生日までの間に次に定める方法を適宜活用して利用者への周知を図るものとします。

- (1) 店舗での掲示
 - (2) Web サイトへの掲示
 - (3) 申込者への告知
- 3 本規約の変更・廃止は、当組合の理事会の議決によります。

(施行)

17. 本約款は2019年11月27日から施行します。

2020年10月27日一部改訂

2024年12月17日一部改定